

## 議案第 7 号

### 飯能市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 2 号中「次の表に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「同表の基準額の欄に掲げる」を「、66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が定める」に、「同表の加算額の欄に掲げる額」を「4 キロメートルの場合は 200 円、4 キロメートルを超える場合は 200 円に 4 キロメートルを超える距離 2 キロメートルを加えるごとに 200 円」に改め、同号の表を削る。

第 10 条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が定める要件を満たすものに限る。第 1 号及び第 6 項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000 円を超えない範囲内で 1 箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

飯能市長 新井重治

飯能市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前									
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円</u>を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が定める額（その使用する自動車等の使用距離が片道4キロメートル以上であるときは、<u>4キロメートルの場合は200円</u>、<u>4キロメートルを超える場合は200円に4キロメートルを超える距離2キロメートルを加えるごとに200円</u>を加算した額とし、定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員にあっては、これらの額から、これらの額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次の表</u>に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき<u>同表の基準額の欄</u>に掲げる額（その使用する自動車等の使用距離が片道4キロメートル以上であるときは、<u>同表の加算額の欄</u>に掲げる額を加算した額とし、定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員にあっては、これらの額から、これらの額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <table border="1" style="margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基準額</th> <th style="text-align: center;">加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> <td>4キロメートルの場合は200円、4キロメートルを超える場合は200円に</td> </tr> <tr> <td>自動車等の使用</td> <td style="text-align: center;">4,200円</td> <td>合は200円に</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準額	加算額	自動車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員	2,000円	4キロメートルの場合は200円、4キロメートルを超える場合は200円に	自動車等の使用	4,200円	合は200円に
区分	基準額	加算額								
自動車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員	2,000円	4キロメートルの場合は200円、4キロメートルを超える場合は200円に								
自動車等の使用	4,200円	合は200円に								

距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員		4キロメートルを超える距離2キロメートルを加えるごとに200円を加算
自動車等の使用 距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,300円	した額
自動車等の使用 距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,400円	
自動車等の使用 距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	13,500円	
自動車等の使用 距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	16,600円	
自動車等の使用 距離が片道30キロメートル以	19,700円	

上35キロメートル未満である職員	
自動車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	22,800円
自動車等の使用距離が片道40キロメートル以上である職員	25,900円

(3) 省略

(3) 省略

3 第1項第2号又は第3号に掲げる

職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

<p><u>4</u> 通勤手当は、支給単位期間（市長が定める通勤手当にあっては、市長が定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が定める場合）にあっては、その翌月）の市長が定める日に支給する。</p>	<p><u>3</u> 通勤手当は、支給単位期間（市長が定める通勤手当にあっては、市長が定める期間）に係る最初の月の市長が定める日に支給する。</p>
<p><u>5</u> 省略</p>	<p><u>4</u> 省略</p>
<p><u>6</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市長が定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。</p>	<p><u>5</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。</p>
<p><u>7</u> 省略</p>	<p><u>6</u> 省略</p>